



三重県公報

平成22年7月20日（火）

第 2207 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
395	あらたに土地を生じたことを確認した旨の届出	(市町行財政室)	2
396	字の区域を変更する旨の届出	(同)	2
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO室)	2
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及び関係書類の縦覧	(農地調整室)	2
	屋外広告物講習会の実施	(景観まちづくり室)	3

告 示

三重県告示第 395 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、四日市市の区域内において、次のとおりあらたに土地を生じたことを平成 22 年 6 月 28 日確認した旨、四日市市長から届出がありました。

平成 22 年 7 月 20 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

四日市市霞二丁目 23、26 の 1 の地先公有水面埋立地 53,861.58 平方メートル

三重県告示第 396 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、四日市市の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨、四日市市長から届出がありました。

平成 22 年 7 月 20 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

四日市市霞二丁目に編入する区域

四日市市霞二丁目 23、26 の 1 の地先公有水面埋立地 53,861.58 平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 22 年 9 月 9 日まで縦覧に供します。

平成 22 年 7 月 20 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成 22 年 7 月 9 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 マネジメント日本認定協会

(2) 代表者の氏名

堀 京子

(3) 主たる事務所の所在地

伊勢市通町 511 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、企業・個人に対して、ISO9001（品質）・ISO14001（環境）・ISO22000（食品安全）・HACCP 及び食品衛生やマネジメントに関するすべての技術・知識の普及と向上および維持を図ることを基本とした事業を行い社会活動に寄与することを目的とする。又会員制で運営し、今後絶えず新技術や新制度の情報を提供し、独自認定を行う。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、七取土地改良区から申請のありました土地改良事業（七取土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 22 年 7 月 20 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 土地改良事業計画書の写し
 - (2) 定款の写し
- 2 縦覧の期間
平成22年7月21日から同年8月17日まで
- 3 縦覧の場所
桑名市多度町総合支所（桑名市多度町多度 1-1-1）

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）第25条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施します。

平成22年7月20日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 講習会の実施期日、実施場所及び講習科目
 - (1) 実施期日
平成22年9月10日（金）
 - (2) 実施場所
津市広明町 323-1
三重県水産会館 4階 研修室
 - (3) 講習科目
ア 屋外広告物に関する法令
イ 屋外広告物の表示の方法に関する事項
ウ 屋外広告物の施工に関する事項
- 2 受講申込書の受付期間、提出先及び配布場所
 - (1) 受付期間
平成22年7月20日（火）から同年8月16日（月）まで
8時30分から17時15分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除きます。）
郵送の場合は、平成22年8月16日までの消印のあるものを有効とします。
なお、定員になり次第、締め切らせていただきます。
 - (2) 提出先
三重県の各建設事務所総務・管理室管理課又は総務・管理・建築室管理課
 - (3) 配布場所
三重県の各建設事務所総務・管理室管理課又は総務・管理・建築室管理課及び県土整備部景観まちづくり室
また、景観まちづくり室のホームページ（<http://www.pref.mie.jp/KEIMACHI/HP/>）からダウンロードすることができます。
郵送で受講申込書を希望される場合には、返信先を明記して、120円分の切手を貼った角形2号の返信用封筒を同封のうえ、下記の宛先に送付してください。
宛先
514-8570
三重県県土整備部景観まちづくり室
- 3 提出書類
 - (1) 屋外広告物講習会受講申込書（第15号様式）
（受講申込書には三重県収入証紙による講習手数料及び写真（縦4cm×横3cm、上半身申請前6月以内に撮影したもの、カラー白黒のどちらでも可）を貼付してください。）
 - (2) 講習科目の一部免除を受けようとする者は、資格を証する書類
- 4 講習手数料 2,000円（三重県収入証紙にて納付してください。）
- 5 受講定員 50人
- 6 テキスト 「屋外広告の知識（第3次改訂版）」全3巻（当日に持参又は出版社へ別途申込みをしてください。）

7 講習科目の一部免除

次のいずれかに該当する方は、「屋外広告物の施工に関する事項」の講習科目の受講を免除します。受講申込書を提出する際に、下記の資格を証明できるものを添付してください。

- (1) 建築士の資格を有する者 免許証の写し又は建築士登録証明書
- (2) 電気工事士の資格を有する者 電気工事士免状の写し
- (3) 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 電気主任技術者免状の写し
- (4) 帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者 免許証、合格証又は修了証書の写し

8 問い合わせ先

三重県県土整備部景観まちづくり室（電話 059-224-2748）

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
